

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03431

研究課題名(和文) 若年層の少年・刑事法制上の扱いに関する研究 少年年齢の整合性と再犯予防の観点から

研究課題名(英文) A Study on the Treatment of Young People in Juvenile Law and Criminal Law: From the perspective of juvenile age consistency and recidivism prevention

研究代表者

武内 謙治 (Takeuchi, Kenji)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：10325540

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、概ね18歳から26歳程度までの若年層に対する少年司法と刑事法制上の対応のあり方の解明を課題とした。具体的には、少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性の問題と効果的な再犯予防策に着目し、歴史分析・国際比較・実証研究の手法を用いて、若年層に対する少年・刑事法制上の手続・処分・矯正・保護のあり方を、体系的に明らかにすることを試みた。

本研究では、ドイツを中心とする欧州諸国における現在の法制度と刑事政策の動向を把握することができた。また、実現をみなかった法制度の構想を含めて、日本の歴史におけるこの問題の位置づけを確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

選挙年齢・民法上の成年年齢の引下げと再犯予防への関心の高まりを背景として、現在、若年層に対する少年・刑事法制上の対応のあり方が問題になっている。同様の事柄は諸外国でも刑事政策上の重要課題となっている。

このことから、本研究では、少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性の問題と効果的な再犯予防策に着目し、歴史分析・国際比較・実証研究の手法を用いて、若年層に対する少年・刑事法制上の手続・処分・矯正・保護のあり方を、体系的に明らかにすることを目指した。そのことで、現在制度の狭間にある年齢層の者に対する刑事政策の歴史・比較法・実証の基礎を得、新たな研究領域開拓と具体的な制度構想の礎を示すことを試みた。

研究成果の概要(英文)： This study aims to elucidate the juvenile justice and criminal legal system's response to young people between the ages of 18 and 26. Specifically, focusing on the issue of uniformity and consistency across legal domains of juvenile age and effective recidivism prevention measures, this study attempted to systematically clarify the procedures, dispositions, corrections, and protection of juveniles and criminals in the juvenile and criminal legal system by using the methods of historical analysis, international comparison, and empirical research.

This study was able to understand the current legal system and criminal policy trends in European countries, especially in Germany. In addition, this study were able to confirm the position of this issue in Japanese history, including the concept of a legal system that has never been realized.

研究分野：刑事政策、少年法、刑事法

キーワード：少年法 青年 若年者 成人年齢 再犯防止 新たな処分 施設内処遇 社会内処遇

1. 研究開始当初の背景

現在、概ね 18 歳から 26 歳程度までの若年層に対する少年・刑事法制上の対応のあり方を検討することが、立法上の重要課題となっている。その背景には、選挙年齢や民法上の成年年齢の引下げの動きと、再犯防止を重視する刑事政策の流れがある。

学術的にみれば、若年層の扱いは、理論上も、洋の東西を問わず、19 世紀末以来刑事政策学における大きな争点のひとつであったといえる。その中で現在日本が直面している問題状況は、少年司法・刑事司法上の扱いが選挙年齢や民法上の成年年齢とどこまで連動するのか(本研究では、これを「少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性」と記す)という形式的な問題と、いかにして再犯の防止を有効に行うかという実質的な問題を同時に問うていることに特徴をもち、学術的検討を深める必要性が高い。

日本において、若年層の少年・刑事法制上の扱いに関する国際比較研究は、これまでも行われてきた。しかし、「青年層」設置の立法構想が頓挫したこともあり、比較法研究は、1970 年代半ばからは下火になっている。日本に関する歴史研究も、概略的な研究があるにとどまっている。他方、ドイツなどの諸外国では、近時新しい動きが見られるようになっており、背景を含めてその動向を分析する必要性が高い。また、日本の歴史についても、これまで学術的検討が十分に加えられていない資料が存在しており、その分析を行う必要性が高い。

2. 研究の目的

「少年・刑事法制上の扱いが選挙年齢や民法上の成年年齢とどこまで連動するのか」という形式的な「少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性」の問題と、「いかにして再犯の防止を有効に行うか」という実質的な再犯防止の問題に着目し、歴史分析・国際比較・実証研究の手法を用いて、若年層に対する少年・刑事法制上の手続・処分・矯正・保護のあり方を体系的に明らかにすることが本研究の目的である。より具体的な課題は、次のことを明らかにする点にある。

(1) 少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性と再犯防止の有効性は、日本と諸外国における少年法制・刑事法制改革の中でどう考慮されてきたのか。

(2) 若年層を中間的に扱う制度をもつ諸外国においてそうした制度が導入され、変遷してきた理由やその背景、現在の課題は何か。年齢の形式的な線引きを行う際の実質的な考慮要素は何か。

(3) 医学(脳神経科学・精神医学)や心理学の発展による「成熟性」概念の変化、犯罪・非行現象を人生行路(ライフコース)の中でとらえる犯罪学上の知見、立ち直り研究による非行からの離脱要因、少年・刑事法制関連の国際人権法は、この問題にどのような影響を与えるか。

3. 研究の方法

少年年齢の法領域横断的な統一性・整合性の問題と有効な再犯防止のあり方の問題に着目し、若年層に対する少年・刑事法制上の手続・処分・矯正・保護のあり方を体系的に明らかにするために、本研究では、歴史分析、国際比較、実証研究に分けて研究を行う方法をとった。具体的には、次のような研究手法をとった。

(1) 歴史分析では、旧少年法制定過程、現行少年法制定過程、1960 年代半ばから 1970 年代半ばにかけての少年法改正・刑法改正論議において、少年法適用年齢の上限は、どのような根拠から設定され、何を理由にその変更が構想されたのか、その際、民法上の成年年齢や選挙年齢との統一性・整合性はどのように考慮されたのか、を分析した。また、少年および若年層への介入の正当化根拠はどのように考えられたのかにつき、分析を行った。

(2) 国際比較においては、若年層を中間的に扱う制度がどのような経緯で導入され、どのように変遷しているのか、介入の正当化根拠は、どのようなものか、若年層の年齢は何を基準に設定されているのか、立法・運用・裁判において、民法上の成年年齢や選挙年齢はどのように考慮されているのか、につき分析を行った。その際、「少年法制主軸モデル」と称しうる制度をもつドイツと、「刑事法制主軸モデル」と呼ぶことができる制度を採用しているオランダの両国に着目し、対照的な制度設計を行っているといえる両国において医学・心理学・犯罪学・刑事政策学のどの知見がどのように考慮されているか、国際人権法はどのような影響を与えているか、ということの検討を通じて、若年層を特別に扱う制度のどの点に普遍的な意義と課題があるかを探った。

(3) 実証研究では、医学、とりわけ精神医学や、成熟性のとらえ方に変化をもたらしている脳神経科学、心理学の知見は、少年・刑事法制上の若年層の扱いにどのような影響を与えるか、犯罪・非行現象を人生行路の中でとらえるライフコース論や非行からの離脱要因を探る立ち直り研究は、少年・刑事法上の若年層の扱いにどのような影響を与えるかを探った。

4. 研究成果

(1) 歴史分析の研究成果として、かつての刑法改正、少年法改正、監獄法改正時の法制審議会での審議に関する資料を収集、分析した。監獄法については、戦前期にまで遡って、改正を構想する草案の第一次資料を収集、分析した。さらに、立法として姿をなすことはなかったものの、現在の更生保護法に連なる、更生保護基本法の構想に係る第一次資料を収集、分析することができた。

その結果、日本では、行刑や矯正処遇のレベルにおいて、少年法改正の動きや少年年齢の問題とは独立した形で、少年や「青年」に対して成人とは異なる教育的処遇を行うための制度が構想されてきており、その動きは戦前期からみられることを確認した。しかし、同時に、処遇の指導理念となるのが刑罰か保護処分かという問題は大きく、処遇として行われる働きかけの原理や目的に関係する根本的な問題とされてきたことがわかった。社会内処遇のレベルでは、対象者の法的地位と権利義務関係との関係性が歴史的にも大きな課題であり、それが今日もなお未解明のままであることを確認した。

手続のあり方については、再犯防止措置と自由権保障との関係が重大な問題として残されていることを確認した。民法上は成年年齢に達している者を原則的に刑事手続で扱うとした場合、手続過程においてどのようにして柔軟な教育的働きかけを行うべきかという問題は、歴史的にも重大なものとして認識されてきた。また、刑法上の制裁体系として不定期刑制度や保安処分制度を採用しているか否かで手続のあり方も変化しえ、そのことが、総体としてみた場合の少年司法・刑事司法の体系における若年者の扱いにも大きな影響を与えていることを確認した。

(2) 国際比較の研究成果として、ドイツ、オランダ、オーストリアに関する文献の収集、分析と欧州諸国における現在の制度状況の把握を挙げることができる。国際比較の研究は、当初、「青年」を原則的に少年司法制度で扱っている「少年法制主軸モデル」をとるドイツと、それに原則的に刑事司法制度で対応している「刑事法制主軸モデル」を採用しているオランダとの比較を中心として進めることを予定した。制度の変遷と近時の展開に関するドイツおよびオランダの研究者や実務家へのインタビューや情報交換に基づき、少年適用年齢をめぐる法理論・刑事政策上の枠組みを確認することができたが、調査の過程において近時オーストリアについて重要な動きが見られることがわかり、文献収集・分析の対象に加えた。

その結果、ドイツにおいては少年司法制度創設時から、行為時 18 歳以上 21 歳未満の「青年」の扱いが問題とされてきたこと、第二次世界大戦後に制定された 1953 年法で暫定的制度として青年が少年司法制度として取り込まれたが、早い段階から、実務では原則的に少年司法制度で対応するようになり、学説もこれを支持してきたこと、実務上例外的に刑事司法制度で対応している類型は道路交通事件であり、それは簡易手続を用い、少年司法制度上の対応としては存在していない罰金刑を科す目的をもっていることを確認した。こうした制度と政策動向は、1974 年に民法上の成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた後にも維持されており、少年司法・刑事司法制度上の扱いは民法上の成年年齢に左右されないものと立法時に説明されていることを明らかにした。オランダにおいては、18 歳以上 23 歳未満の者を中間的に扱い、必要に応じて、刑事裁判所が少年法を適用する制度が 2013 年に導入されていることを確認した。その背景には、少年司法制度上の対応が刑事司法制度上の制裁よりも柔軟性をもっており、再犯率等による効果検証の裏づけをもっていることがわかった。オーストリアでも、発達心理学や脳科学の知見の発展を背景として、行為時 18 歳以上 21 歳未満の青年に少年裁判所法を例外なく適用する法制度の改正が 2015 年に行われていることを確認した。欧州諸国の法制度は、実体面に着目すれば、刑の緩和に関し一般刑法の中で若年成人に関する特別な規定を定めている国、若年成人に対して少年法上の制裁を適用する特別な規定を定めている国、若年成人に対する特別な規定のない国に類型化でき、特別な規定のない国は、ブルガリア、エストニア、ラトビア、スペイン、トルコの 5 カ国にとどまることがわかった。また、オーストリア、クロアチア、ドイツ、セルビア、モンテネグロでは少年裁判所が若年成人の事件を管轄していることを確認した。

(3) 実証研究としては、特に欧州諸国における近時の動向との関連で調査を行った。欧州諸国の近時の動向は、20 歳台半ばまでの成熟性に関係する発達心理学と脳の成熟に関する研究の強い影響を受けていること、犯罪学で共有されてきている年齢犯罪曲線に関するエビデンスもこれを補強していること、さらに大人への移行期間が長期化しているという社会学上の知見もこれを補強していることを確認した。犯罪行為者の発達に応じて若年成人を少年司法制度に含めることを求めている欧州評議会の 2003 年と 2008 年の勧告もこれらの知見に沿っていること、ここでは同時に、刑事手続における法的な権利保障を強化することも求められていること、こうした勧告の内容は、現在でも、欧州諸国における制度運営に強い影響を与えていることも確認した。

(4) これらを踏まえた総合的な検討として、本研究は、民法上の成年年齢と少年法上の少年年齢とは法的に必然的に連動するものではなく、各々の法律の目的により設定されえ、またそうされるべきものであるとの結論に至った。また、少年司法・刑事司法上の目的設定を行う際に重要な要素になる再犯予防に関しては、エビデンスのある実証研究を踏まえれば、一般的・典型的には、少年司法制度上の対応の方が刑事制裁よりも柔軟な対応を可能にするがゆえに、犯罪や非行からの離脱をより促しやすいとの結論に至った。日本の歴史や諸外国の近時の動向をみても、近親者をも巻き込む形で柔軟な対応をとり、社会的な葛藤を緩和させ、生活環境に身近な人的・物的資源との結びつきをつくることのできる措置を可能にする制度枠組みが刑事政策と立法政策において求められてきている。刑事政策上の合理性は、この観点を中心に検討される必要がある。

民法上の成年年齢と少年司法上の少年(成人)年齢とが連動することを前提にした場合、刑事司法制度での対応が原則になるのが自然である。この場合、柔軟な働きかけを行えなくなるという重大な弊害が生じる。この弊害を避けるために、少年司法・刑事司法上「少年ではない者」に刑罰でも保護処分でもない「新たな処分」を少年司法制度で課するという方策もありうるものの、

この場合には、「新しい処分」の法的性質が問題となり、慎重な検討が必要になる。これを行為責任の枠組みの中で「改善更生」を目的に課されるものであると理解するのであれば、刑罰との同質性をもつことになるため、相応の手続的な権利保障が必要になり、日本の制度の場合、無罪推定原則や適正手続保障といった根本的な点で問題が生じうる。

このことは、刑事司法制度において成人に科すことができる刑事制裁体系の問題、とりわけ特別予防を目的とする保安処分を制度として取り入れているか否かという問題とも関連してくると考えられる。この点の解明には、さらなる研究が必要である。関連して、矯正処遇の領域では古くから認識されてきたといえる、「健全育成」と「改善更生」との違いや、目的の違いが具体的な処遇のあり方に与える影響についても、さらに学術的に検討されなければならない課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 90 (4)
2. 論文標題 施設内処遇の在り方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 (90)
2. 論文標題 少年法適用年齢をめぐる法的・刑事政策的問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 精神医学	6. 最初と最後の頁 72-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 (1)
2. 論文標題 少年矯正の現代的課題 ドイツ少年行刑法をめぐる議論を素材に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 矯正研究	6. 最初と最後の頁 198-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 (462)
2. 論文標題 少年非行	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 127-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 (8)
2. 論文標題 少年司法の過去・現在・未来 少年司法のゆくえ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 33-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 81号
2. 論文標題 少年法日独比較 「適用年齢下げ」について考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 世界の児童と母性	6. 最初と最後の頁 64-68頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 6
2. 論文標題 少年司法の現状と課題 少年法改正の意味	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 浜井浩一編 『シリーズ刑事司法を考える第6巻 犯罪をどう防ぐか』(岩波書店)	6. 最初と最後の頁 41-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 667号
2. 論文標題 成人年齢一八歳をめぐる法的検討 少年法の立場から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 26-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 10
2. 論文標題 法制審議会における少年法改正論議	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター編『少年適用年齢引き下げは何をもたらすか』（日本評論社、別冊法学セミナー10）	6. 最初と最後の頁 30-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武内謙治	4. 巻 0
2. 論文標題 刑事裁判の今日的課題と情状鑑定	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 須藤明 = 岡本吉生 = 村尾泰弘 = 丸山泰弘編著『刑事裁判における人間行動科学の寄与 情状鑑定と判決前調査』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 2-18頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 猶予制度とダイバージョン
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会・共同研究分科会3「少年年齢と若年者刑事法制」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 社会内処遇
3. 学会等名 犯罪社会学会第45回大会・シンポジウム「犯罪者処遇はどう変わるのか？」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 更生保護制度改革の歴史的位相
3. 学会等名 日本刑法学会九州部会第124回例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 刑事政策『学』のアイデンティティ
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 若年者に対する刑事政策的措置
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 武内謙治
2. 発表標題 犯情と一般情状のあいだ 刑事法と心理学との共同の可能性（指定討論）
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 刑事立法研究会編（土井政和 = 正木祐史 = 水藤昌彦 = 森久智江責任編集）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 502
3. 書名 「司法と福祉の連携」の展開と課題」（「ドイツにおける更生保護制度改革」を執筆）	

1. 著者名 武内謙治、本庄武	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 281
3. 書名 刑事政策学	

1. 著者名 葛野尋之、武内謙治、本庄武	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 333
3. 書名 少年法適用年齢引下げ・総批判	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----